

平成29年5月末における少年非行等の概況

生活安全部

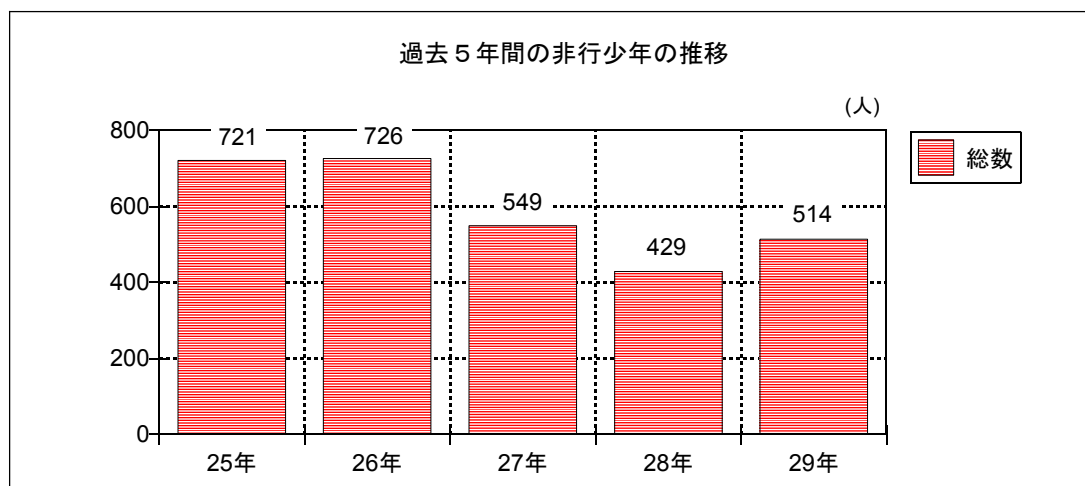
◎ 非行少年等の状況

非行少年は514人で、前年同期比85人(19.8%)増加した。刑法犯少年は460人で98人(27.1%)増加、特別法犯少年は54人で13人(19.4%)減少、ぐ犯少年が0人で増減なしであった。

不良行為少年は3,911人で、前年同期比189人(4.6%)減少した。

		非 行 少 年							不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯				特 別 法 犯			
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年			
総 数	29年	514	460	293	167	54	54		3,911
	28年	429	362	234	128	67	61	6	4,100
	増減 (%)	85 (19.8)	98 (27.1)	59 (25.2)	39 (30.5)	-13 (-19.4)	-7 (-11.5)	-6 (-100.0)	-189 (-4.6)
うち 女 子	29年	100	85	41	44	15	15		1,053
	28年	84	66	39	27	18	18		983
	増減 (%)	16 (19.0)	19 (28.8)	2 (5.1)	17 (63.0)	-3 (-16.7)	-3 (-16.7)		70 (7.1)

- ※ 犯罪少年とは… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 触法少年とは… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
 ぐ犯少年とは… その行動や性格、環境等から将来何らかの罪を犯すおそれのある少年
 非行少年とは… 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう
 不良行為少年とは… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
 刑法犯・特別法犯とは… 刑法に定める罪、特別法の罪条に触れる行為を犯したことをいう



○ 刑法犯検挙・補導状況(罪種別)

罪種別では、窃盗犯が全体の66.1%(304人)を占め、このうち手口別では、万引きが78.9%(240人)と最も高い割合を占めている。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃 盗 犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち 万引き					
29年	460	8	52	304	240	3	11	82
28年	362	4	55	228	162	1	16	58
増減 (%)	98 (27.1)	4 (100.0)	-3 (-5.5)	76 (33.3)	78 (48.1)	2 (200.0)	-5 (-31.3)	24 (41.4)

○ 刑法犯検挙・補導状況（学職別）

学職別では、中学生が全体の28.5%（131人）、小学生が24.5%（113人）を占めた。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年	460	380	113	131	109	27	56	24	
28年	362	290	69	102	102	17	37	35	
増減 (%)	98 (27.1)	90 (31.0)	44 (63.8)	29 (28.4)	7 (6.9)	10 (58.8)	19 (51.4)	-11 (-31.4)	

○ 特別法犯検挙・補導状況（法令別）

特別法犯少年は54人で、前年同期比13人（19.4%）減少した。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	覚せい剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
29年	54	2	17	2		1	9	1	22	
28年	67		34	5	3	1	2	2	19	
増減 (%)	-13 (-19.4)	2	-17 (-50.0)	-3 (-60.0)	-3 (-100.0)	-1 (-100.0)	7 (350.0)	-1 (-50.0)	3 (15.8)	

○ 薬物乱用少年

薬物乱用少年は0人で、前年同期比4人（100.0%）減少した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
29年									
28年	4	1			1	1	2		
増減 (%)	-4 (-100.0)	-1 (-100.0)			-1 (-100.0)	-1 (-100.0)	-2 (-100.0)		

※薬物乱用少年とは… 大麻や覚醒剤、麻薬等を所持するなどして大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、毒劇物取締法違反で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

福祉犯の検挙人員は120人で、前年同期比18人（17.6%）増加した。

福祉犯の被害少年は88人で、このうち児童・生徒・学生が72人で全体の81.8%を占めた。

コミュニティサイト等（出会い系サイトとコミュニティサイト）の利用に起因する福祉犯の被害少年は44人で、前年同期比18人（69.2%）増加した。

※ここでの「コミュニティサイト」とは、SNS、プロフィールサイト、ゲームサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、統計上、無料通話アプリも含む。

○ 福祉犯の検挙人員

	総 数						
	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	道育成 条例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
29年	120	10	55	44	6	1	4
28年	102	5	55	33	4		5
増減 (%)	18 (17.6)	5 (100.0)	0	11 (33.3)	2 (50.0)	1	-1 (-20.0)

